

健全な企業運営 —コーポレートガバナンス—

基本的な考え方

当社グループは、自らの力で創造する安全とサービスを基盤として、様々な事業に取り組み、私たちの舞台である九州、日本、そしてアジアの元気をつくることに倦まず、弛まず、立ち止まらず、どん欲に挑戦し続けます。

その実現のため、当社はお客さま、地域の皆さま、お取引先、従業員及び従業員の家族の皆さま、そして株主さまから長期的に信頼される企業を目指し、経営の透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果敢な意思決定及び適切な情報開示を行うための体制・仕組みを整備・改善し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けたコーポレートガバナンスのさらなる充実に取り組みます。

投資家との対話や第三者評価を踏まえたコーポレートガバナンス体制の強化

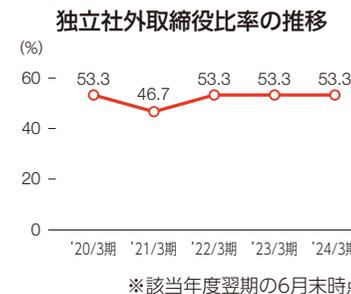
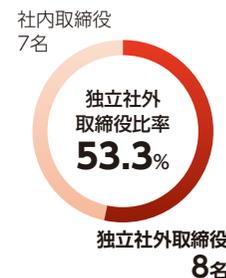
当社は、取締役会の監督機能の強化及び経営の意思決定の迅速化、効率的な会社運営の実現並びに経営の意思決定・監督機能と業務執行の分離を目的として、2018年6月より監査等委員会設置会社に移行するとともに、執行役員

制度を導入しています。

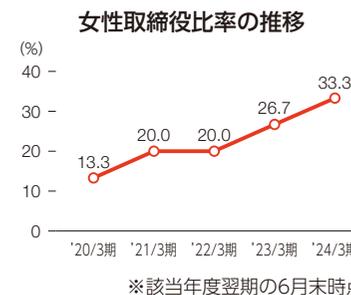
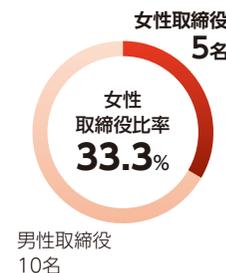
現在の取締役会の構成は、監査等委員ではない取締役11名のうち5名、監査等委員である取締役4名のうち3名が独立社外取締役であり、取締役15名のうち8名を独立社外取締役とすることで経営の監督の実効性を確保しています。また、各分野に知見のある社外取締役が有する多様な経験や専門性に基づき、より一層、取締役会での議論が深められています。

加えて、独立社外取締役を議長とし、5名の独立社外取締役と1名の社内取締役から構成される、独立性の極めて高い指名・報酬諮問委員会を設置しています。さらに、ガバナンス向上の一環として、アナリスト、機関投資家等と独立社外取締役との意見交換会を実施するなど、取締役会の透明性向上にも取り組んでいます。このような課題認識と取り組みは、毎年実施している取締役会実効性評価における検証、議論に基づくものであり、取締役会実効性評価において成果を確認するとともに、さらなる実効性向上に向けて取締役会で議論をしています。

独立社外取締役比率



女性取締役比率



ガバナンスの変遷

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
統治体制	機関設計	監査等委員会設置会社へ移行					
	委員会	指名・報酬諮問委員会の設置 (議長:社外取締役 総数9名:社外8名、社内1名)		指名・報酬諮問委員会 (総数6名にスリム化:社外5名、社内1名)			
	ガバナンス強化の取り組み	執行役員制度を導入			後継者計画の策定		
取締役会	取締役	13名	15名 CFOを明確化				
	独立社外取締役(人数/比率)	6名/46.2%	8名/53.3%		7名/46.7%	8名/53.3%	
	女性取締役(人数/比率)	2名/15.4%	1名/6.7%	2名/13.3%	3名/20.0%	4名/26.7%	5名/33.3%
役員報酬			業績連動型株式報酬制度 「株式給付信託」の導入			業績連動報酬に、金銭報酬を追加 株式報酬の評価項目に非財務KPIを設定	
取締役会の実効性評価	第三者評価機関による実効性評価を導入			内製化して実施		第三者評価機関による実効性評価を実施	内製化して実施(予定)

健全な企業運営 —コーポレートガバナンス—

取締役会

取締役会は、法令等で定められた事項及び取締役会規則に定める重要事項を決定し、取締役、上席執行役員及び執行役員の職務の執行を監督します。取締役会は、原則毎月1回開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名及び監査等委員である取締役4名の計15名で構成されており、取締役会に対する監督機能のさらなる強化を図るべく、独立社外取締役を8名選任しています。

取締役の選任については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定し、議決権を有する監査等委員である取締

役を取締役会の構成員とすることで監査・監督を強化しています。

また、経営会議を設置しており、原則毎週1回開催し、定款の定めに基づき取締役会にて決議された権限委任事項及び業務運営上の重要事項について審議しています。さらに、グループ経営委員会を設置しており、当社グループの経営ビジョン、経営資源の配分等の経営戦略及びグループ会社の個別の重要事項について審議し、グループ会社の経営管理を確実に行うことで、当社グループの総合力強化に努めています。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行い、原則毎月1回開催しています。当社の監査等委員会は、4名の監査等委員（うち3名が独立社外取締役）で構成されており、取締役の職務の執行の監査等を実施します。

指名・報酬諮問委員会

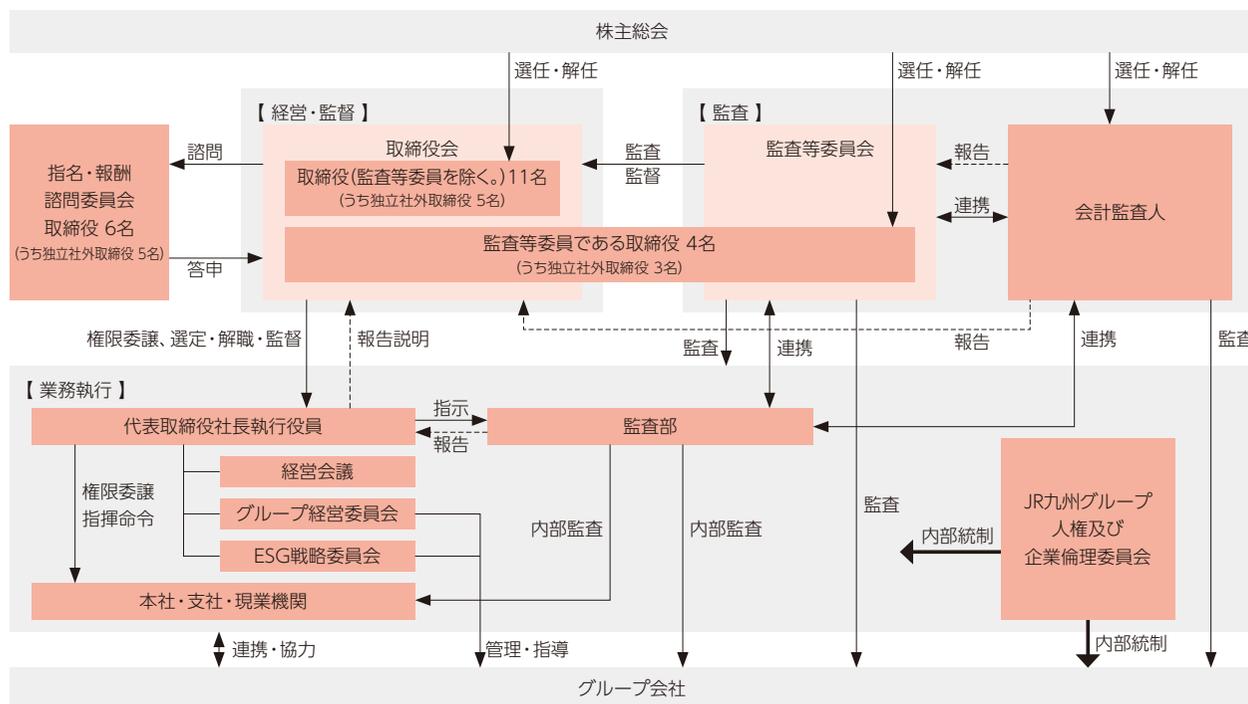
取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、5名の独立社外取締役と1名の社内取締役から構成される指名・報酬諮問委員会を設置しています。取締役の選解任及び取締役の報酬等について、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定することにより、取締役の指名・報酬に関する透明性・客観性を保持しています。当事業年度の指名・報酬諮問委員会では、取締役及び上席執行役員の選任、役員報酬及びスキルセットについて議論しました。

当事業年度において、社外取締役の主な活動状況は次のとおりです。

区分	氏名	出席状況		
		取締役会	監査等委員会	指名・報酬諮問委員会
取締役	市川 俊英	12/12回	—	8/8回
	村松 邦子	12/12回	—	8/8回
	山本 ひとみ	12/12回	—	8/8回
	田中 卓	10/10回	—	6/6回
	小笠原 浩	10/10回	—	6/6回
取締役 (監査等委員)	小田部 耕治	12/12回	13/13回	—
	江藤 靖典	12/12回	13/13回	—
	藤田 ひろみ	12/12回	13/13回	—

※ 田中卓氏及び小笠原浩氏は、2023年6月23日開催の第36回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び指名・報酬諮問委員会の開催回数数が他の取締役とは異なります。

企業統治の体制 (2024年7月1日現在)



取締役会、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会、議長・委員長メッセージ

取締役会議長
代表取締役会長
青柳 俊彦

当社の取締役会は、業務に精通した社内取締役と幅広い経験・知見を持つ複数名の社外取締役から構成しており、多様な意見をもとに毎回議論しています。取締役会の過半数は独立社外取締役が構成しており、独立した立場で実効性の高い監視・監督を行っています。

取締役会では毎年、取締役会の実効性評価を行っています。昨年度は第三者機関に委託し、アンケート、個別インタビュー及び取締役会へのオブザーバー参加による調査を実施し、総じて取締役会は実効的に機能していると評価しました。新たな取り組みとして実効性評価で認識された課題や次年度の取り組みについて、取締役会にて協議の時間を設け議論しました。詳細は本統合報告書でも紹介していますので、ご参照ください。 **P.101** > 取締役会の実効性

私自身、取締役会において自由闊達な議論を意識的に促すとともに、短期的な視点だけでなく、中長期的な視点での議論も深めながら取締役会の活性化に努めています。今後も議長として、取締役会の活性化を牽引するとともに、実効性評価にて認識された課題に対する取り組みについて、PDCAサイクルを繰り返すことで企業価値向上に努めてまいります。

監査等委員会委員長
取締役監査等委員
小田部 耕治

2024年3月期は、中期経営計画、グループ・ガバナンスの取り組み等に重点を置いて監査を実施しました。内部監査部門やグループ会社監査役、会計監査人と連携を密にし、現場往査やヒアリング、代表取締役や社外取締役との意見交換を行い、企業戦略の推進、グループの拡大等に伴い新たなリスクが生じていないか等様々な観点から経営上の課題やリスクの把握に努め、助言等を行ってまいりました。

私は、社外役員として、法務、リスクマネジメント、サイバーセキュリティ対策等これまで培ってきた知見を活かした発言を心がけていますが、当社には、遠慮なく自分の意見を述べる事ができる風気があります。監査等委員会においても、自由闊達に議論できることを大事にしています。

VUCAの時代ともいわれる昨今、変化を敏感に察知してリスクが顕在化する前に予め手を打っていくことが一層求められています。自らのリスク感度を高め、企業価値の向上に資する監査を実施できるよう尽力していきたいと考えています。

指名・報酬諮問委員会委員長
社外取締役
市川 俊英

2021年6月に指名・報酬諮問委員会委員長に就任して以来、委員の皆さまとともに、取締役をはじめとする幹部の就任、及び報酬の水準やそのあり方について、世間の動向を注視しながら活発に意見交換を行ってきました。役員の指名においては、代表取締役社長の交代という大きな節目にも立ち合いました。また、以前から進めている役員への女性の積極登用、そして社内取締役と社外取締役の構成比率についても大いに議論してまいりました。

役員のスキルマトリックスの開示も以前から積極的に行い、委員会では今後の社業に必要な知見を有する人材の登用についても議論を重ね、取締役会に答申を行いました。また、報酬においては企業グループの規模や社会的責任の重さ、業界動向を踏まえ、その水準のあり方について議論し、業績連動型の報酬体系の導入を促す答申を行い、具現化されました。今後はESGなどもさらに意識し、2026年3月期から始まる次期中期経営計画にふさわしい報酬体系への進化が求められると思います。

(注)市川社外取締役は、2024年6月21日開催の第37回定時株主総会終結をもって退任いたしました。

役員の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

報酬の決定に関する基本方針及び報酬水準の考え方

取締役の報酬は、定額の基本報酬についてはその役割と責務にふさわしい水準となるよう、また、業績連動報酬(金銭報酬及び株式報酬)については業績及び企業価値の向上に対する動機づけに配慮した体系としており、報酬額は外部専門機関による他社の調査等を考慮し、適正な水準としています。

報酬の構成

● 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)

取締役の報酬は定額の基本報酬と業績連動報酬で構成されています。業績連動報酬は会社業績等によって変動する金銭報酬と株式報酬で構成されており、業績及び企業価値向上への短期及び長期の両面でのインセンティブになります。

業績連動報酬は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額の概ね20%を超えない範囲で支給します。

(i) 業績連動報酬(金銭報酬)

事業年度ごとの目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績評価指標(KPI)として毎年度の連結営業利益を設定しています。

(ii) 業績連動報酬(株式報酬)

業績連動報酬(株式報酬)は、業績評価指標(KPI)として、短期的には毎年度の連結営業利益を設定しており、中長期的には中期経営計画期間(3事業年度)における株主総利回り(TSR: Total Shareholders Return)と同業他社の株主総利回りを比較し、順位に応じた評価指数を設定した株式報酬とします。

これにより業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇のメリットのみならず株価下落リスクまで株主と共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。

また、人材戦略の実現度合いを定量的に判断するため、従業員意識調査結果を評価項目としたインセンティブを設定します。

なお、基本報酬及び業績連動報酬(金銭報酬)について

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬制度

		制度体系		
		備考		
報酬構成イメージ ※各年度(短期)の報酬		基本報酬: 業績連動報酬(金銭報酬+株式報酬) = 8:2	事業年度ごとの数値目標を達成し、着実に成果を積み上げるインセンティブとして金銭報酬を設定	
業績連動報酬				
金銭報酬	業績連動KPI (短期インセンティブ)	毎年度の連結営業利益	達成度に応じて評価指数0.0~2.0 (1.0を標準とし基本報酬の10%を上限とする)	
	給付時期	在任時に月次で給付	—	
株式報酬	固定報酬	役位に応じて給付	株主との利害共有の点から、固定の株式報酬も必要	
	業績連動KPI	短期インセンティブ	毎年度の連結営業利益	達成度に応じて評価指数0.0~2.0を乗じる (1.0を標準とする)
		長期インセンティブ	中期経営計画期間におけるTSR(対同業他社)	他社比較の順位に応じて評価指数0.0~2.0を乗じる (1.0を標準とする)
		非財務 (長期インセンティブ)	中期経営計画期間における従業員意識調査の結果	上記長期インセンティブの5%を上限として加算
給付時期	取締役退任時に給付	—	—	

健全な企業運営 —コーポレートガバナンス—

は在任時に月次で支払い、業績連動報酬(株式報酬)については、取締役退任時に給付します。

● 社外取締役及び監査等委員である取締役

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑み、基本報酬のみで構成されています。

業績連動報酬の算定方法

● 業績連動報酬(金銭報酬)の算定方法

毎年度の連結営業利益に対する達成度に応じて、評価指数0.0~2.0(1.0を標準)で変動した報酬額を定額の基本報酬の10%を上限として支給します。

● 業績連動報酬(株式報酬)の算定方法

株式報酬のうち、短期インセンティブは毎年度の連結営業利益に対する達成度に応じた係数0.0~2.0(1.0を標準)により算定します。長期インセンティブは中期経営計画期間(3事業年度)における自社TSRと同業他社TSRを比較した順位に応じて評価指数0.0~2.0(1.0を標準)を算出します。

また、2022年4月~2025年3月の3事業年度(中期経営計画期間と連動)における従業員意識調査の結果を踏まえ、上記長期インセンティブの5%を上限として加算します。なお、改善できなかった場合については、ポイントの減算は行いません。

各取締役の給付される当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0を乗じた数とします。

役員報酬の限度額

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、2019年6月21日開催の第32回定時株主総会において、年額420百万円以内(うち社外取締役分は60百万円

以内)と決議いただいています。2019年6月21日開催の第32回定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち社外取締役5名)となります。監査等委員である取締役の報酬額については、2018年6月22日開催の第31回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいています。2018年6月22日開催の第31回定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役3名)です。

また、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)については、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」について、2022年6月23日開催の第35回定時株主総会において、上記の報酬額とは別枠として将来給付する株式の取得資金として3事業年度で600百万円(うち取締役分として390百万円)を上限に当社が信託に金銭を拠出することを決議いただいております。2022年6月23日開催の第35回定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名となります。

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役員、中期経営計画に定める目標指標に対する業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は43,000ポイントを上限としています。

報酬決定の手続

報酬の決定にあたっては、取締役(監査等委員である取締

役を除く。)の報酬については独立社外取締役を議長とし、5名の独立社外取締役と1名の社内取締役から構成される指名・報酬諮問委員会が取締役に答申を行い、株主総会の決議により決定した報酬の総額の範囲内で、取締役会から委任を受けた社長執行役員が決定します。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには社長執行役員が最も適していると判断したためです。

また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した報酬の総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

指名・報酬諮問委員会は、委員の半数以上を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役としています。取締役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容については審議し、報酬に係る公平性・客観性を強化する役割を担っています。

取締役の報酬等の総額(2024年3月期)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬(金銭報酬)	業績連動報酬(株式報酬)
取締役(監査等委員を除く)(うち社外取締役)	14名(7)	360百万円(36)	301百万円(36)	13百万円	44百万円
取締役(監査等委員)(うち社外取締役)	4(3)	79(46)	79(46)	—	—
計	18(10)	439(82)	381(82)	13	44

(注1)上記には、2023年6月23日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の在任中の報酬を含めております。

(注2)当社は2016年6月21日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、同株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役に対して、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の役員退任時に支給する旨を決議いただいております。

取締役会の実効性

当社は、取締役会の実効性の確保が中長期的な企業価値向上につながると認識しており、当該実効性に関する分析・評価に資する取締役に対するヒアリングまたはアンケート等による調査を実施し、その結果の概要をコーポレート・ガバナンス報告書において開示しています。

2023年10月から12月にかけて、第三者機関に委託して、すべての取締役に対するアンケート、個別インタビュー及び取締役会へのオブザーバー参加による調査を実施しました。その後、取締役会において取締役会の実効性について分析・評価するとともに、実効性評価で認識された課題について議論しました。

評価結果の概要

(1) 結論

総じて、取締役会は実効的に機能していると評価しています。

(2) 評価プロセス

- ① 評価対象：取締役全員
- ② 評価方法：第三者機関による無記名方式のアンケート、個別インタビュー及び取締役会へのオブザーバー参加により調査を実施しました。
- ③ 評価項目：アンケートの大項目

- I 取締役会の構成と運営
- II 経営戦略と事業戦略
- III 企業倫理とリスク管理
- IV 業績モニタリングと経営陣の評価・報酬
- V 株主等との対話

(3) 2022年度の実効性評価で認識された課題に対する進捗状況等

評価項目	2022年度の課題 P	2023年度の取り組み D	評価 C	今後の取り組み A
I 取締役会の構成と運営	取締役会付議事項に関して要件見直しの検討がなされるべき	取締役会付議事項について、審議されるべき事項が議案に適切に盛り込まれるように議論を実施	取締役会に付議する投資額の基準を見直す等、審議されるべき事項が議案に適切に盛り込まれるよう要件の見直しがなされた	取締役会にて見直した要件が適切であったか等適時適切に要件見直しを実施
II 経営戦略と事業戦略	中期経営計画に関して進捗状況の報告がなされるべき	中期経営計画の進捗状況に関して、取締役会に適時適切に報告を実施	取締役会において中期経営計画の重点戦略・財務・非財務KPIIについて進捗状況を把握し、目標達成に向けた議論がなされた	中期経営計画の進捗状況について取締役会に報告を実施
	DXによる企業価値向上の取り組みに関する報告をさらに充実させるべき	DX推進に関して、「JR九州グループDX戦略2022-2024」の進捗を報告する等、取締役会に適時適切に報告を実施	「JR九州グループDX戦略2022-2024」の適時適切な報告がなされ、DX戦略や人材育成の進捗等について議論がなされた	DXによる企業価値向上の取り組みに関する報告を適時適切に実施
IV 経営陣の評価と報酬	指名・報酬諮問委員会における審議内容等の報告をさらに充実させるべき	指名・報酬諮問委員会における議題等に関して、取締役会に適時適切に報告を実施	指名・報酬諮問委員会における議題等に関して、取締役会に適時適切に報告がなされた	指名・報酬諮問委員会における議題等に関して、取締役会に適時適切に報告を実施

※上記表のとおり、PDCAのサイクルを毎年繰り返すことにより、企業価値向上に努めてまいります。

(4) 2023年度の実効性評価で認識された主な課題及び2024年度の取り組み

評価項目	2023年度の課題 P	2024年度の取り組み D
III 企業倫理とリスク管理	グループ会社に対するガバナンスのさらなる深度化がなされるべき	企業価値向上につなげるべく、新たにグループ入りをした会社等に対して取締役がヒアリングを実施
IV 業績モニタリングと経営陣の評価・報酬	CEOの後継者計画について運営状況の監督がなされるべき	CEOの後継者計画の運営状況について指名・報酬諮問委員会における議論等を継続的に行い、取締役会に適時適切に報告を実施
	経営人材育成の監督がなされるべき	経営人材の育成等の人材戦略の進捗状況を取締役会に適時適切に報告を実施

監査の状況

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は4名の監査等委員で構成され、うち社外監査等委員が3名です。監査等委員には、法務に関する知識を有する者に加え、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任することとしております。当事業年度における各監査等委員の監査等委員会への出席状況については、以下のとおりです。

	氏名	出席/開催回数(出席率%)
常勤	小田部 耕治(社外)	13/13回(100%)
	東 幸次	13/13回(100%)
非常勤	江藤 靖典(社外)	13/13回(100%)
	藤田 ひろみ(社外)	13/13回(100%)

監査等委員会においては、監査計画の策定、監査報告書の作成、取締役の業務執行状況のヒアリング、代表取締役及び社外取締役との意見交換会等を実施しています。特に当事業年度においては、2023年度事業方針の取り組み、安全・サービスの取り組み、グループ・ガバナンスの取り組み状況を重点監査項目としました。

監査等委員会は、当事業年度において、決議を11件、報告を25件実施し、決議については監査計画、監査報告、会計監査人の再任等、報告については監査等委員会監査結果、内部監査計画及び結果、常勤監査等委員活動報告等を実施しました。

各監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社・支社・現業機関及びグループ会社の往査による業務及び財産の状況に関する調査等を通じて取締役の職務の遂行を監査しております。特に社外

監査等委員は、それぞれの専門的知見やバックグラウンドを活かして、監査等委員会の議案の審議に必要な助言・提言等を適宜行い、また、常勤監査等委員は、執行部門からの情報収集、内部監査部門との十分な連携等を行い、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保しました。

また、監査上の主要な検討事項(KAM)については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、事務局として監査等委員会室を設置し、4名のスタッフを配置しており、監査等委員会の招集、議事録の作成その他監査等委員会の運営に関する事務を行っております。

内部監査の状況

内部監査部門として、本社に監査部を設置し、11名のスタッフを配置しております。内部監査は、当社及びグループ会社の経営活動についての実態を正確に把握し、適切な助言、勧告を通じて業務の改善を図り、事業の健全な発展に寄与することを目的として実施しております。具体的には監査部において毎年度の監査計画に基づき、本社・支社・現業機関及びグループ会社を対象として監査を実施し、結果については代表取締役社長に報告し、年に2回、半期ごとの結果を取りまとめ、担当取締役である代表取締役社長より取締役会に、監査部長より監査等委員会に報告しております。

監査等委員会監査、内部監査及び会計監査の相互連携については、三様監査人連絡会を当事業年度は3回開催し、監査の計画・方法及び結果等について情報共有をしました。また、監査等委員会と会計監査人、監査等委員会と内部監査部門との間では、必要な情報及び意見の交換を随時行い、相互の監査の深度化を図っております。

株式の保有状況

投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有している投資株式を純投資目的である投資株式と区分しています。また、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)と区分したうえで、以下の保有方針に従って保有します。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(上場株式に限る)

当社は、長期ビジョンにおいて新たなモビリティサービス(MaaS)への挑戦を掲げており、鉄道事業をはじめとした当社グループの持続的な成長のためには短期的な経済情勢等に左右されることなく、長期的な協力関係を維持することができるパートナー企業の存在が不可欠であると考えています。この考えに基づき、継続的な事業運営や業務提携・関係強化による収益拡大等の観点から、中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合は政策保有株式を保有しますが、保有継続の必要性が乏しいと判断した銘柄については縮減を図っています。

毎年、取締役会にて個別の政策保有株式について、長期ビジョンを達成するうえで保有目的が適切か、保有に伴う利益が当社の資本コストに見合っているか、または将来改善見込みがあるか等を精査し、保有の適否を検証します。その結果、保有継続の必要性が乏しい銘柄については、売却に向けた譲渡先の選定や具体的な協議等を行います。

なお、当事業年度については2023年8月に開催した取締役会において、上記方針に基づく保有の適否を検証しており、保有継続の必要性が乏しい政策保有株式は縮減に向け

健全な企業運営 —コーポレートガバナンス—

た取り組みを行っています。

政策保有株式の議決権行使については、コーポレートガバナンス上の懸念点がある場合には反対票を投じる等、当該企業の成長及び企業価値向上等に資するか否かを勘案し、議決権を行使します。

当社の株式を政策保有株式として保有している会社から、その株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆すること等により、売却等を妨げることはしません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)
非上場株式	25	1,713
非上場株式以外の株式	13	27,163

(参考)連結純資産に占める割合 6.53%

2024年3月期において株式数が増加した銘柄

	銘柄数(銘柄)	株式数の増加に係る取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

2024年3月期において株式数が減少した銘柄

	銘柄数(銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	3	527
非上場株式以外の株式	—	—

特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	2024年3月期	2023年3月期
	株式数(株) 貸借対照表計上額(百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額(百万円)
東海旅客鉄道(株)	1,691,000 6,300	338,200 5,346
東日本旅客鉄道(株)	707,800 6,198	707,800 5,191
(株)九電工	887,800 5,654	887,800 2,987
西日本旅客鉄道(株)	810,400 5,084	810,400 4,422
西日本鉄道(株)	813,300 2,048	813,300 1,945
ANAホールディングス(株)	246,600 791	246,600 709
九州電力(株)	418,700 576	418,700 316
(株)T&Dホールディングス	59,950 155	59,950 98
西部ガスホールディングス(株)	72,400 139	72,400 125
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	23,650 95	23,650 60
(株)みずほフィナンシャルグループ	21,200 64	21,200 39
第一生命ホールディングス(株)	9,700 37	9,700 23
(株)西日本フィナンシャルホールディングス	8,493 16	8,493 9